

## 「再商品化実施委託単価」並びに「分別収集計画量／再商品化計画量等」について

## ＜「再商品化実施委託単価」の推移＞

過去3年間の再商品化実施委託単価（税抜）の推移は、以下のとおりです。

（単位：円／トン）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
ガラスびん	無色	5,100	6,000	10,400
	茶色	7,200	8,200	13,500
	その他の色	23,600	16,100	21,400
PETボトル		5,000	14,000	6,500
紙製容器包装		14,000	23,000	25,000
プラスチック製容器包装		53,000	58,000	62,000

## ＜「分別収集計画量と再商品化計画量等」の推移＞

第10期分別収集計画並びに再商品化計画等の推移は、以下のとおりです。

（単位：千トン）

品目	各種数値	第10期（令和5年度～9年度の5か年計画）					
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
ガラスびん	無色	分別収集計画量（①）	265	261	258	256	255
		うち独自処理予定量（②）	—	162	160	159	158
		①－② <sup>注1)</sup>	—	99	98	97	97
		再商品化計画量	156	156	155	155	155
		特定事業者責任比率	96%	95%	—	—	—
		再商品化義務総量	149.76	94.05	—	—	—
	茶色	分別収集計画量（①）	210	208	206	204	202
		うち独自処理予定量（②）	—	107	107	106	105
		①－② <sup>注1)</sup>	—	101	99	98	97
		再商品化計画量	160	159	159	158	157
		特定事業者責任比率	88%	88%	—	—	—
		再商品化義務総量	140.80	88.88	—	—	—
	その他の色	分別収集計画量（①）	198	197	196	195	195
		うち独自処理予定量（②）	—	54	54	54	54
		①－② <sup>注1)</sup>	—	143	142	141	141
		再商品化計画量	205	205	207	207	208
		特定事業者責任比率	92%	92%	—	—	—
		再商品化義務総量	182.16	131.56	—	—	—
PETボトル	分別収集計画量（①）	334	340	341	342	343	
	うち独自処理予定量（②）	—	120	120	120	118	
	①－② <sup>注1)</sup>	—	220	221	222	225	
	再商品化計画量	640	759	796	796	797	
	特定事業者責任比率	100%	100%	—	—	—	
	再商品化義務総量	334.00	220.00	—	—	—	
紙製容器包装	分別収集計画量（①）	94	83	84	84	84	
	うち独自処理予定量（②）	—	65	65	65	65	
	①－② <sup>注1)</sup>	—	18	19	19	19	
	再商品化計画量	304	297	290	283	276	
	特定事業者責任比率	99%	99%	—	—	—	
	再商品化義務総量	18.81	17.82	—	—	—	
プラスチック製容器包装	分別収集計画量（①）	753	770	780	792	793	
	うち独自処理予定量（②）	—	52	52	52	47	
	①－② <sup>注1)</sup>	—	718	728	740	746	
	再商品化計画量	1,309	1,337	1,386	1,392	1,397	
	特定事業者責任比率	99%	99%	—	—	—	
	再商品化義務総量	745.47	710.82	—	—	—	

注1) 令和6年度よりすべての品目にて、分別収集計画量（①）より市町村独自処理予定量（②）を差し引いた値（①－②）と、再商品化計画量のいずれか少ない量を用いることに変更となりました。

注2) 網掛けのついている数値が分別収集計画量より市町村独自処理予定量を差し引いた値（①－②）<sup>(\*)</sup>・再商品化計画量の「どちらか小さい方」となります。なお、分別収集計画及び再商品化計画は原則として3年に一度見直しが行われます。（※）令和5年度までは分別収集計画量（①）